

岩沼市行政評価委員会条例を廃止する条例

岩沼市行政評価委員会条例（平成 17 年条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 33 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会の部を削る。